

学校法人明照学園行動計画

(次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

職員が長く勤められ、個々の能力を存分に発揮し、女性が活躍できる雇用環境及び仕事と子育ての両立を図ることができる就労環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1：仕事と育児の両立を支援するための制度の周知徹底
対策

令和3年4月～ 整備した次世代育成支援対策推進に係る育児・介護休業等に関する規則等と制度の周知を図る。

令和3年4月～ 制度利用に対する職場の理解を深めるため、管理職等に対し、本学の規則等と育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの資料により次世代育成支援制度の周知・理解を図る。

目標2：制度の利用促進のための環境整備（父親も子育てができる働き方の実現）
対策

令和3年4月～ 担当者を指定し、制度の相談窓口を設置する。

令和3年4月～ 制度利用該当職員が出現した場合には、働き方の見直しや非常勤職員等の弾力的な配置等育児休業を取得する職員に対する円滑な対応が可能となるよう、支援方を検討・整備する。

令和3年4月～ 管理職が、職員個人ごとの年次休暇及び夏季休暇の取得状況や業務の進捗状況を把握する。

令和3年9月～ 職員の心身の健康維持や仕事の効率化のため、年次有給休暇等の計画的取得を促進する。

目標3：男女の雇用機会の均等と女性の勤続年数の延長

対策

- ・ 採用者に占める女性の割合を30%以上にする。
- ・ 男女の勤続年数の差を5年以内にする。

令和3年4月～ 過去5年の採用者に占める女性の割合及び職種別平均継続勤務年数を調査する。

令和3年9月～ 職員採用に当たっては、上記調査結果等を踏まえて選考基準の公正な運用に努める。